

【事案の概要】

建築基準法 42 条 1 項 5 号に規定する道路位置指定を受けた土地を所有する原告が、平成 24 年度の固定資産税の賦課決定処分を受けた後、処分行政庁の所属する地方公共団体である被告に対して、本件土地は地方税法 348 条 2 項 5 号に規定する「公共の用に供する道路」に該当するとして固定資産税を減額するよう求めたが、当該本件土地のうち一部（本件非課税道路部分）のみ税金を減額する処分を受けたため、他の部分（本件係争部分）についても「公共の用に供する道路」に該当すると主張して、被告に対して減額処分を求めた事案。同法 348 条 2 項 5 号の趣旨を鑑みると、同号にいう「公共の用に供する道路」については、現に不特定多数の通行の用に供されている道をいうと解するのが相当であり、また同項に規定する固定資産に該当するか否かについては、当該固定資産の使用の実態に基づいて判断すべきものと解されるが、本件係争部分の使用の実態を考慮すると、現に不特定多数の通行の用に供されている道に該当しないため、公共用道路には該当しないとして請求を棄却した事例。

【被告の主張】

地方税法 348 条 2 項 5 号にいう「公共の用に供する道路」とは、現に不特定多数の通行の用に供されている道をいうと解するのが相当である。処分行政庁の職員による現地調査によると、本件非課税道路部分については、「公共の用に供する道路」であることが確認されたことから非課税としたものであるが、本件係争部分については、建物沿いに植え込みが設置され、またはいわゆるたたきが設けられた部分が存する等その使用の実態からみて現に不特定多数の通行の用に供されている現況にあるとはいえない。

従って、本件係争部分については法 348 条 2 項 5 号の「公共の用に供する道路」とは言えず、本件処分は適正である。

【原告の主張】

本件土地は、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路位置指定がなされており、建築制限の規制を受ける等所有者の権利は大きく制限され、道路の通り抜けができない等公共の用に供されることができないようものではなく、幅員 4 メートルの道路としての使用の実態が存するのであるから、本件土地は公共用道路に該当する。

被告は、植え込みが設置された部分やいわゆるたたきが設けられた部分等は不特定多数の通行の用に供されていない旨主張するが、少なくとも本件係争部分の一部は実際に道路として公共の用に供されているし、建物所有者がコンクリート舗装をしたり、タイルのようなもので建物の入口と道路との段差を補正している部分もあるものの、一般人の通行の妨げるものではなく、公共の用に供されているといえる。従って、本件道路は、地方税法 348 条 2 項 5 号により固定資産税が非課税とされる土地である。

【裁判所の判断】

地方税法 348 条 2 項 5 号が、公共の用に供する道路は固定資産税を課することができない旨定めている趣旨は、公共の用に供されている固定資産に固定資産税を課するのは相当でないことから、例外的に非課税とすることにあるものと解される。このような規定の趣旨及び納税義務の公平な分担等を考慮すると法 348 条 2 項 5 号にいう「公共の用に供する道路」とは、現に不特定多数の通行の用に供されている道をいうと解するのが相当である。なお、法 348 条 3 項は「市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する」と定められており、同条 2 項各号の固定資産であっても各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には固定資産税を課する旨定めている。従って、同項各号所定の固定資産に該当するか否かは、当該固定資産の使用の実態に基づいて判断すべきものと解される。

原告は、本件係争部分についても道路位置指定がなされていることをもって、公共用道路として取り扱うべきであると主張するが、法 348 条 2 項 5 号はその固定資産の用途等に基づいて当該固定資産を非課税とするものであり、建築基準法 42 条 1 項 5 号に基づく道路位置の指定がなされたことのみをもって、当該指定された部分が直ちに公共用道路に該当するわけではなく、公共用道路に該当するか否かは、その使用の実態に応じて判断すべきである。本件係争部分について、固定資産税の賦課期日である平成 24 年 1 月 1 日時点における使用の実態について考察すると、本件係争部分には植え込みが設置された部分やいわゆるたたきが設けられた部分が存する等現に不特定多数の通行の用に供されている道に該当しない。

以上によれば、本件係争部分は公共用道路には該当せず、本件賦課決定処分は適法である。